

安 全 衛 生 協 力 会 会 則

滝谷建設工業株式会社
安 全 衛 生 協 力 会

(名称及び目的)

第 1 条 この会は安全衛生協力会（以下協力会）と称し、工事現場における安全の確保ならびに、円滑な施工を達成するための施策の策定と、その実施を目的とする。

(会費の納入及び入会と退会)

第 2 条 滝谷建設工業株式会社（以下当社）より工事及び材料等の注文を受けた業者は、工事毎に「別表 1」安全衛生協力会費納入基準に定める割合により算出した会費の納入により協力会へ入会するものとする。納入方法その他は別に定める。尚、工事完成を以て協力会を退会するものとする。

(運営方法等)

第 3 条 会費の運用及び第 1 条に定める目的を達成するために行う事業の運営は、協力会等の合議によるものとする。ただし第 13 条に規定する場合を除く。

(委員等の選任)

第 4 条 本会則に定める委員等は、当社及び会員の内から会長が指名する。委員等の定数は 15 名以内とし、会長の選任については当社の依嘱による。

(会の構成等)

第 5 条 協力会は、前条の規定により指名された委員等及び会員により構成するものとする。

(委員等の任務及び任期等)

第 6 条 委員等の任務は次の通りとし、その任期を 2 年とする。ただし再任することが出来る。会議は必要な都度開催する。

会 長	協力会を統括する。
副 会 長	会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
監 査	会計を監査する。
委 員	協力会の審議に参画する。
事務局長	協力会の事務及び会計管理を統括する。
事 務 局	事務局長の指示を受けて事務及び会計管理を行う。

(顧問の任務)

第 7 条 協力会に若干名の顧問をおくことができる。顧問の任務は次の通りとする。

顧 問	協力会の運営に係る助言等を行う。
-----	------------------

(事務局の設置)

第 8 条 協力会の事務局を当社会津若松店内に置く。

(記録の保存)

第 9 条 事務局長は、会議の議事内容その他必要な事項を議事録に記録し、保存しなければならない。（保存期間は 5 年間とする）

(会計年度)

第 10 条 協力会の会計年度は、6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(決 算)

第 11 条 決算は会計年度毎に行い、余剰金が生じた場合は翌年度に繰越するが、欠損金が生じても、協力会の合議による場合を除き、臨時の徴収は行わないものとする。

(収支報告)

第 12 条 事務局長は会計年度毎に、収支報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

(会計監査)

第 13 条 監査役は、会計年度毎に会費の収支について監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(総会及び委員会)

第 14 条 年 1 回の安全大会の開催を以て総会の開催とする。また、会長が必要であると認めた場合は委員会を開催することが出来る。総会及び委員会の議決を要する事項は次の通りとする。但し、3. 委員等の選出及び 4. その他委員等が重要と認めた事項については委員会の議決のみで承認することが出来る。

1. 収支予算及び決算
2. 事業計画
3. 委員等の選出
4. その他委員等が重要と認めた事項

(専決支出)

第 15 条 事務局長は、1 件につき 5 万円以内の次の各号に該当する金額を専決支出することが出来る。

1. 工事現場における安全衛生施設設置のための費用。（協力会で認められたもの）
2. 安全週間・衛生週間等の安全衛生推進に係る費用。
3. 安全パトロールに係る費用。
4. 会議費。
5. 事務費。
6. 講習会又は研修会等の開催に係る費用及び講師への諸経費、会場費等。
7. 当社の行う安全大会等の行事の開催に係る費用。
8. 会員の必要とする資格取得、その他のための講習、研修等に係る費用の補助。

9. 当社の工事に従事し罹災した会員及びその工事の因により罹災した第三者への見舞金。
10. その他前各号に準ずる費用。

(特別専決支出)

第16条 事務局長は、緊急を要し委員会の合議を待ついとまのない場合において、前条に規定する額の範囲をこえた支出を要すると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、1件について10万円以内の費用を専決支出することが出来る。

2. 前項による支出を行った場合は、すみやかに会長に報告し、その承認を得なければならない。

(会計の公開)

第17条 会員は、事務局長に申し出て、費用の使途について関係帳簿の閲覧を請求することが出来る。

(規則の改正)

第18条 この会則は、委員会の過半数の合意により改正することが出来る。

付 則	安全協力費運用規則を	昭和59年 4月 1日より施行。
付 則	〃	昭和62年10月10日一部改訂。
付 則	〃	平成12年 5月19日一部改訂。
付 則	〃	平成14年 1月31日一部改訂。
付 則	安全衛生協力会会則を	平成14年11月 1日より施行。
付 則	〃	平成15年10月 1日一部改訂。
付 則	〃	平成16年 5月19日一部改訂。
付 則	〃	平成20年 5月31日一部改訂。
付 則	〃	平成22年 6月 5日一部改訂。
付 則	〃	平成28年 6月10日一部改訂。
付 則	〃	平成29年 6月 9日一部改訂。
付 則	〃	令和 2年 6月12日一部改訂。